

平成24年度予算編成方針

1 社会経済情勢と国の動き

平成20年秋の世界規模の景気の悪化により、数次にわたる国の財政出動が講じられ、徐々に景気回復が期待されたが、東日本大震災の影響や世界経済の減速、戦後最高水準の円高などにより日本経済の先行きは極めて不透明な状況となっている。

こうした中、国は「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）で導入した「中期財政フレーム」を改訂し、震災からの復旧・復興を最優先課題とし全力を傾注する一方で、財政健全化目標の達成に向けた取り組みを着実に進めることとされた。

他方、2012年概算要求基準においては、社会保障、地方交付税、義務的経費を除く経費の「一律1割削減」などを通じて社会保障の自然増分等の財源を捻出するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額は、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保された。

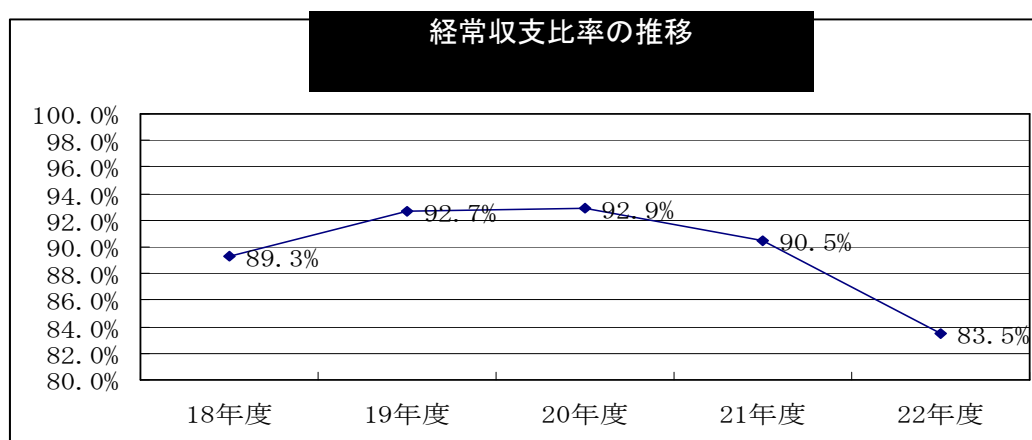
特に、地方交付税は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保されることとされた。

2 本市の財政状況と今後の見込み

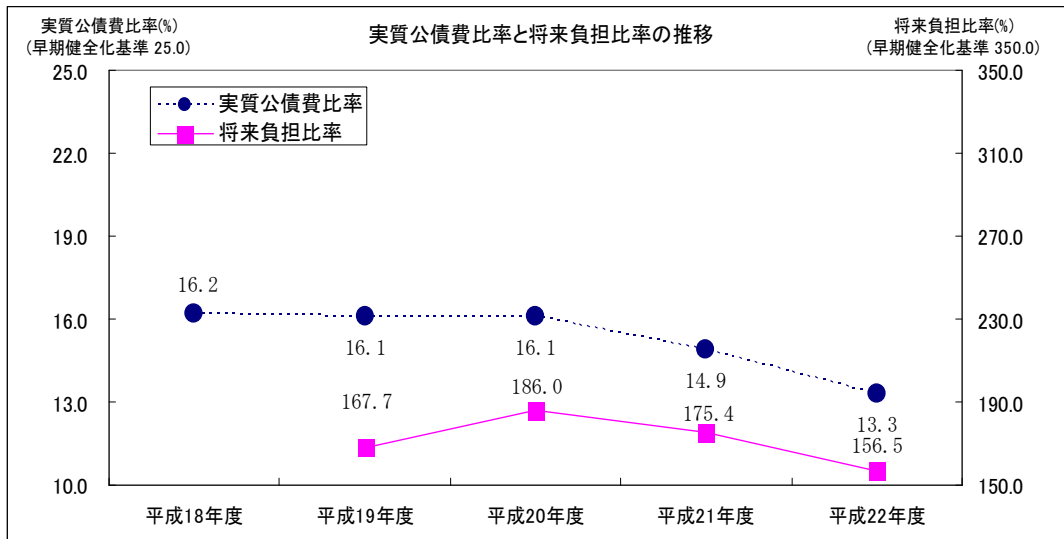
平成22年度の決算は、景気後退の影響を受け大幅に減少していた法人市民税は緩やかな景気の回復基調を反映して若干増収となったものの、個人市民税は大きく落ち込み、市税総額は対前年度約1億7,000万円の減少となった。

一方、普通交付税は、個別算定経費の大幅な増等により基準財政需要額が増加したことや、市税収入の減により基準財政収入額等が減少したことが影響し対前年度8億1,000万円の大幅な伸びとなり一般財源総額を確保した結果、一般会計の実質収支において約9億7,000万円の黒字決算を確保した。

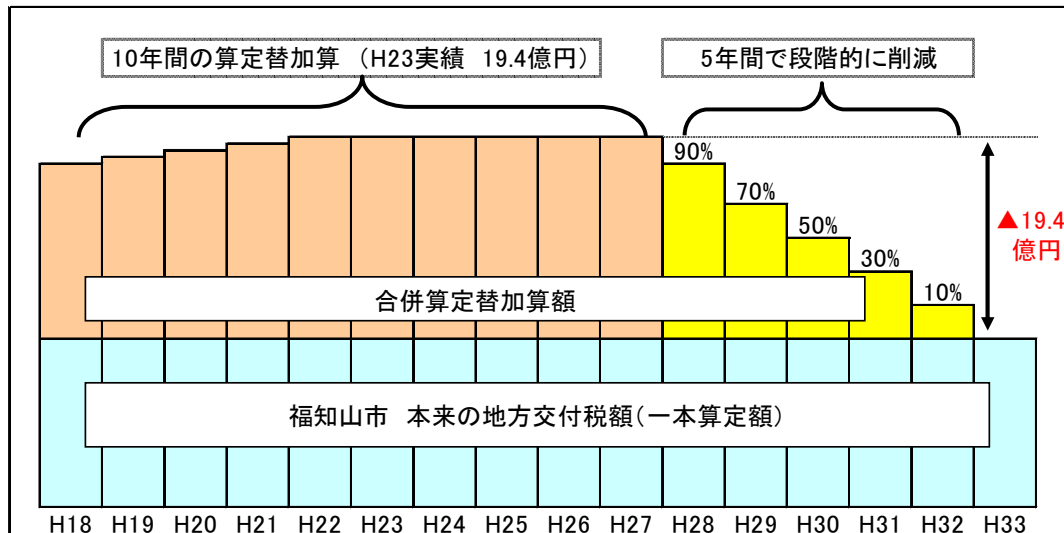
集中改革プランによる継続した行財政改革や国の財政支援措置により黒字を確保し、経常収支比率は83.5%（府下14市中1位）と大きく好転したが、本市の財政運営は、財政力が低く交付税等の地方財政対策の影響を大きく受ける財政構造にある上、今後も社会保障関連経費等の伸びが予想されるため、今後の財政運営は予断を許さない状況に変わりはない。



また、財政健全化判断比率においては、実質公債費比率13.3%（府下14市中8位）、将来負担比率156.5%（府下14市中12位）となり、早期健全化団体の数値以下であったものの、依然として後年度負担は大きい。



また、合併団体である本市は、地方交付税の特例措置（合併算定替）が講じられており、国から臨時ボーナスをもらって生計を立てている状態であり、平成23年度における特例措置は19.4億円に達しており、普通交付税が28年度から5年間で段階的に削減される見込みである。



こうした状況下で、市税及び普通交付税等の一般財源の増加が見込めない中、歳出においては、退職手当が当面高水準で推移するほか、高齢化の進展や医療費の増高等による社会保障関連経費や社会保障関係の繰出金の増加、耐震改修費や老朽施設改修費、合併特例事業等による投資的経費の増加、公債費の増加などの多額の財政需要が控えており、財政運営は非常に厳しい状況である。

また、財源不足を補うため財政調整基金・減債基金・特定目的基金の減少や市債発行による市債残高の増加も懸念されるため、計画的な事業削減は必至である。このため、施策検討にあたっては、将来の財政負担の軽減のため財政構造を見直すことを大前提に、前例踏襲型の行政運営から行政経営、地域経営の視点で、長期継続事業の廃止・見直しなど大胆な歳出抑制を図るなど徹底した財政健全化に引き続き取り組み、現在策定中の「第5次福知山市行政改革」を断行していかねばならない。

3 予算編成の基本的な考え方

昨今の急激な円高等の影響が日本経済を直撃し、地域経済活動の低迷が懸念され雇用不安が拡大している中、「北近畿をリードする創造性あふれるまちの実現」をまちづくりの将来像に、基礎的自治体として、暮らしのセーフティーネットを守り、市民がいきいきと安心して暮らせ

るまちを実現するための施策を地域の特徴を活かして、着実かつ効果的に実施していくこととする。

施策の実施にあたっては、市民ニーズに対応した施策を適時・的確に実施するとともに、自助・共助・公助が機能する市民協働のまちづくりを推進することとする。

予算編成にあたっては、第5次行政改革の断行を基本として、中長期的な財政運営を見据えて持続可能な財政構造を実現できるよう真に必要とする事業のみを厳選して実施することとし、後世に過度な負担を強いることとなる不要不急の事業要望は行わないことを基本原則とするとともに、施策の選択と集中を図り、限られた財源と人員を最大限活用することとする。

また、国、府の情勢を的確に把握し、制度変更等に適切に対応していくこととし、予算要望にあたっては、上記に留意の上、次の基本方針のもと予算を編成するものとし、平成24年度は市長選挙年のため、骨格予算を編成することとする。

記

1 基本的事項

(1) 第4次総合計画後期計画（策定中）の着実な推進

北近畿をリードする創造性あふれるまちの実現に向けた事業の着実な実施

第4次総合計画後期計画におけるまちづくりの将来像の具現化のため4つの基本理念（市民協働でつくるコミュニティー豊かな自立したまち、定住と交流の活力あるまち、人と自然が調和しすこやかに安心して暮らせるまち、明日を担う創造力あふれる人材育成のまち）に沿った事業を展開すること。

基本理念① 市民協働でつくるコミュニティー豊かな自立したまち

- ・みんなで進める人権尊重・住民自治のまちづくり
- ・地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり

基本理念② 定住と交流の活力あるまち

- ・人・物・情報が行き交う交流・連携のまちづくり
- ・地域の個性と資源を生かす産業創造のまちづくり

基本理念③ 人と自然が調和しすこやかに安心して暮らせるまち

- ・地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり
- ・人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり

基本理念④ 明日を担う創造力あふれる人材育成のまち

- ・魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり

施策の実施にあたっては、①雇用とくらしの安定確保（雇用の確保、農林商工業の振興、円高不況に伴う中小企業のサポート対策など）、②子育て・教育の推進（（仮称）夜久野学園整備事業、下豊富地域多目的グラウンド整備事業など）、③地域資源活用と活発な交流（丹波“福知山”ブランドの確立、城下町“福知山”の実現、周辺部の活性化、公共交通の利用促進、スポーツ観光の推進など）、④安心安全・環境エネルギー対策（保健福祉医療の向上・学校耐震化の促進・再生可能エネルギーの活用対策、危機管理体制の強化対策など）に重点を置き全庁あげて検討し施策に反映すること。

(2) 第5次行政改革の断行（策定中）～財政健全化の推進～

＝ 持続可能な財政構造の確立 ＝

ア 行政評価を活用した事業のスクラップアンドビルドと行財政のスリム化の徹底

行政改革の効果を市民サービスへ還元するため、行政評価を活用し、事業の必要性、有効性、効率性の観点から事務事業の目的・内容・成果を再点検し、費用対効果を強く意識した上で事業の見直しを行なうこと。また、第4次総合計画後期計画に掲げる施策実現のための事務事業の構成を検討し、優先性や目的類似による重複等、手段として最適で有効な事業の組み立てとなっているかを検証した上で、思い切った事業の統合や廃止を行なうこと。

(ア) スクラップアンドビルド

- ・新規事業を創出する場合は、原則として既存事業を見直して、財源を捻出する。
- ・施策の優先順位付けにより、施策の選択と集中を行う。

(イ) 行財政のスリム化

- ・継続事業については、10年以上は廃止または見直し、5年以上10年未満は見直しを大原則とし、必要性、効率性等を再検討する。
- ・事業効果の薄い事業は廃止、目的などが同一もしくは類似した事業は積極的に整理統合する。
- ・イベントは、統廃合を促進し、合同開催や部を超えて効率的に運営する。
- ・事業内容を精査し、地域参加・企業参加などによる開催方法の導入、経費の参加者負担等、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図る。
- ・時間外手当の縮減を引き続き図る。

イ 特別会計・企業会計の経営健全化

- ・特別会計・企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめる。
- ・土地区画整理事業は、土地売却を鋭意努め、早期に赤字解消を図る。
- ・下水道事業特別会計は、経理の明確化を図るため公営企業化を図る。

ウ 土地開発公社清算への取り組み

- ・土地開発公社の清算に向けた取り組みを関係機関等と連携を図りながら進める。

エ 財源確保対策

(ア) 不要財産の売却

公有財産、物品等の未利用財産の実態把握を行い、積極的に売却処分を行うことにより財源確保を図る。

(イ) 市有財産の積極的な活用

市有財産を的確に把握し、貸付ができる物件は適正な価格で貸付ができるよう市有財産の積極的な活用に努め収入の確保に努める。

(ウ) 広告収入の積極的な確保

市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として提供していく取り組みを促進するために定めた「福知山市有料広告掲載要綱」及び「同広告掲載基準」に基づき各部局ともさらに積極的に資源を活用し財源確保を図ること。

(エ) 市税等の収納率向上

市税収入をはじめ各種債権の収納率の向上を図る。

(3) 国・府の情勢を的確に把握し制度変更等に適切に対応

- ・国府の予算、地方財政対策、一括交付金、社会保障・税一体改革など国及び府の制度改革等について、情報収集を徹底し、それらの動向に留意しながら、制度に適合し付加価値を付けるような事業を積極的に創出すること。また、制度改革に伴う施策が本市にとって真に必要な事業かどうかをよく吟味するとともに、国事業に上乘せして実施してきた事業についても必要性、妥当性を再検討する。
- ・事業の着実な推進に向けて、国府の財源措置等について、積極的に働きかけをする。
- ・国の公共事業費などの政策経費について、前年度に比べて90%の要求基準となっているので、要望については適切に対応する。
- ・国府制度の既存制度の見直しにより、事業の特定財源が削減される場合は事業内容を必ず精査する。
- ・地方分権改革による権限委譲等の情報収集を進めるとともに、庁内の連携を図る。

(4) 骨格予算を編成

- ・平成24年度は四年に一度の市長選挙が予定されており、選挙時期も年度当初のため通年予算とせず、骨格予算を編成することとする。

2 具体的事項

(歳入に関すること)

法令などの根拠及び積算の基礎を明確にし、積算にあたっては、対象・数量及び補助率等を十分に検討し、過大見積にならないよう適正な財源確保に努めること。

(1) 市税

税制改正の方向が不透明な中、地方税は景気高揚が見込めない上、円高の進行により回復が見込めないことが予想される。

見積りにあたっては、今後の国政並びに世界経済の動向を注視するとともに、当地域における経済状況や市民生活実態を詳細に分析し、適切に行うこと。

また、京都地方税機構との連携を密にとり収納業務の効率化に努め、徴収率の向上を図るとともに、課税業務については、遺漏のないよう移譲を図ること。

(2) 地方譲与税、地方交付税等

国の概算要求における交付税総額の動向等に特に留意し、国の予算編成及び関係法令の改正等の動向を見極め、過去の実績等も考慮の上、的確に見積もること。

(3) 分担金及び負担金

的確な収入見込額を計上すること。特に、毎年度の経常的収入については、漏れなく予算計上すること。

(4) 使用料及び手数料

施設の利用形態や施設運営を利用者の立場に立って、さらに検討するとともに、イベント等の開催にあたっては、実施方法やPRの方法等を継続的に見直し増収を図ること。

(5) 国・府支出金

国・府の予算編成や行財政改革の動向等を的確に把握した上で情報収集を行うとともに、補助制度についての研鑽を深め、その運用と活用に努め適切に見積もること。特に社会資本整備総合交付金や一括交付金、それに伴う補助金の削減、一般財源化の動向に注意し、見積りにあたって交付基準に基づいた積算とすること。

また、従来から一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、補助制度の有効活用を図るため国府機関に積極的に働きかけること。

(6) 財産収入

財産の売払い、貸し付けについては、現状を的確に把握し、時価に対応した適正な価格により見積もり、活用可能資産については積極的な収入確保に努めること。

(7) 諸収入

雑入は、従来の実績を勘案し、適正に見込むこと。

印刷物等の広告媒体を見直し、広告収入の確保に努めること。

(8) 市債

後世に過度な負担を強いることがないように市債発行額の抑制に努めること。また、やむなく発行する場合は、地方交付税措置のある有利な市債の発行に努めること。

(歳出に関すること)

厳しい財政状況であるので、事業の必要性、効率性、有効性、優先性、類似性を十分検証し、客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

(1) 人件費

職員の給与関係経費については、財政において大きな比重を占める上に類似団体に比して大きく超過している。その動向は財政運営に大きな影響を与えることから、人員の適正化に努めること。

平成24年1月1日現在の現員、現給を基礎として、定期昇給を見込み計上すること。また、超過勤務手当については、着実に削減できるよう特に精査すること。

(2) 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品等）

引き続き業務の徹底した見直しを行い、必要最小限の額となるよう節減に努めるものとする。また、以下の点に留意すること。

- ・臨時職員の雇用は費用対効果を考慮して超過勤務の縮減などが可能となれば認めるが、原則雇用しない。
- ・食糧費はやむを得ない場合のみ計上するものとする。燃料費等については会計室平成23年10月1日単価を適用し適正に見積もること。
- ・電算関連経費の適正化を進めることとしているため、新規に電算関連経費を要望する場合は、情報推進課の承認を得ること。承認がない場合は、予算要求を受け付けないので留意すること。

(3) 補助費等（報償費、保険料、負担金、補助金、交付金など）

- ・謝礼金単価は、その妥当性を十分検討し見積もること。
- ・法令外負担金は、その必要性を再検討し真に必要なもののみ計上すること。
- ・補助金は補助金要綱等による明確な基準による交付を原則とし、説明責任が果たせるよう努めること。

(4) 扶助費

基本的に現行制度によりその所要額を算定することとするが、制度改正が見込まれるものについては、改正内容を十分把握した上で、対象人員等の把握には十分留意し、必要経費をよく精査の上、的確な所要額を計上すること。

なお、給付の厳格化に一層取り組むとともに受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的経済的実情に合わなくなったもの、効果の乏しいもの等については整理、縮減を行うこと。特に、子ども手当等制度が変更される事業は、制度変更事項を適切に見込むとともに、変更事項が既存事業と重複する場合は、既存事業の精査を行うこと。

(5) 投資的経費

- ・厳しい財政状況を踏まえ、総合計画に計上されていても、その必要性、緊急性、事業効果を再検討し、将来の負担軽減のため事業を厳選することとともに、新規事業についての事業効果を検証すること。
- ・事業繰越とならないよう、現人員で確実に年度内執行できる事業量を適正に見込むこと。
- ・事業の優先順位を明確にするとともに、工事箇所の優先順位を明確にすること。
- ・補助事業にあっては、国の政策経費が1割減となることなど国府の予算の動向を十分把握するとともに、原則補助基本額で見積もること。
- ・見積もりにあたっては、事業規模、数量、延長など適正な数値を把握し、最小限の見積もること。